年 2.11.30
1287

彼等を見よ!! 工場委員会以前に持る決意に燃され総同力が出来なかつたではないか!! ソウダ!! 俺達全従業員は彼の醜れさはる場長の横暴、会社の非日課、単価の切下げ、係制をケトバス力をもつたのだ 我々は是が勝利なのだ!! 我等を見よ!! 我々は前例のない争議中の日給を会社が続すと云つたのだが大胆な無期限、我々だけであらうのだ。

争議は解決した。だが不平は要求は解決されてゐないのだ。そうだ!! 俺等今のアノ職制とアノ指導者に今の力で尚更に大きな力で共同提を単価切下げをケトバスのだ。要求十八ケ条を我々はとるのだ。全従業員二〇〇名並は揃つた。

俺達今の様な死んの不平と不満要求を掲げて更に前進せよ。

全従業員は争議団の旗の下に!!

芝浦 鶴見 争議団

十二月廿八日付

芝浦製作所鶴見工場労働争議解決ノ状況

下ノ書面ノ如シ

争議団代表岩野、小川、高橋ノ三氏ハ本部ノ寺内某ト共ニ二十五日午後三時解決条件ニ付キ会社ト交渉シ遂ニ共同会ニ二十日ノ単価二十日ノ本部ノ納付金トシテ時ノ出勤不平ニ附セラレタル立方ヲ得部長ノ内定ノ決ハノ従来同ノ積同ヲ払込ム、何ハ八、九、十ノ三ヶ月分ヲ本部費ノ未納五八七円支払ヒ一時借用スルモノ七三五円ヲ本部ノ手ヲ経テ返還寄附ヨリノ寄附金ヲ職団トシテ一六五円外ニ争議団ノ寄付金ト共ニ部ヨリ納ムベキ五〇〇円ヲ差引ヒ二、四七二円ヲ本部ニ納付シ手当トシテ一時金二千円ヲ納付スルコトトシタルモノト本部ハ返却金額ニヨリ納付シ残金ハ左ノ標準ニ依リ二十五日ヲ以テ分配スルモノ協定

分配標準

財團法人 協調會